

(案)

府消委第 号  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 宛て

消費者委員会委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和 5 年 1 月 19 日付け消取引第 75 号をもって当委員会に諮問のあった特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）及び預託等取引に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 340 号）の改正を行うことについては、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）並びに消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による特定商取引に関する法律及び預託等取引に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号）の改正の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

## 【附帯意見】

### 1. 総論

特定商取引法等における契約書面等の電子化については、法律、政令、府省令及びガイドラインを一体に運用することが重要である。そのため、法施行に向か、法令改正に伴う制度の変更点について消費者に分かりやすくかつ丁寧に説明すること。また、法施行後においては、書面の交付と電磁的方法による提供との違いや、年齢等の消費者の属性にも着目して、消費者被害について把握し、法施行前後の比較を含めた分析を行い、その結果等も踏まえ必要に応じ見直しも含めて検討すること。

### 2. 各論

「特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供についての建議」（令和3年2月4日。以下「建議」という。）の建議事項1「(1) 消費者の承諾の取得の実質化」及び「(3) クーリング・オフ期間の起算点の明確化と承諾の取得に関する立証責任」について、政令改正案<sup>1</sup>及び府省令改正案<sup>2</sup>において適切に手当てがなされていることや、

- ・電磁的方法による提供の承諾を得たときは、原則として当該承諾を得たことを証する書面を消費者に交付することを事業者に義務付けしている点
  - ・電磁的方法により提供した書面記載事項が消費者に到達していることを確認することを事業者に義務付け（以下「到達確認義務」という。）している点
- 等、建議を上回る手当ても行っていることなどは評価できる。

その上で、建議事項1「(2) 電磁的方法による提供の具体的方法」<sup>3</sup>に関し、府省令改正案の一部について、消費者庁の「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書」（令和4年10月6日）の内容と比較しても消費者保護の観点から配慮を要すべき点があることから、以下の事項について、特に留意すべきである。

---

<sup>1</sup> 「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」

<sup>2</sup> 「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」及び「預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」

<sup>3</sup> (2) では、「契約書面等の内容が消費者にとって重要なものであることが確実に分かるよう、できる限り書面と同様に、一覧性を保った形で閲覧可能であり、かつ、消費者にとって容易に保存可能であること」と指摘した。

(1) 電子計算機の種類等について

電子計算機の種類等について、消費者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、法施行後においては、電子計算機の種類等にも着目して、消費者被害について把握し、法施行前後の比較を含めた分析を行い、その結果等も踏まえ必要に応じ見直しも含めて検討すること。

(2) クーリング・オフ等の重要事項について

クーリング・オフ等の重要事項がぜい弱性等を抱える消費者も含めた全ての消費者に伝わるよう、クーリング・オフに係る事項について電子計算機の画面に分かりやすく目立つように表示すべきことをガイドラインに示すこと。併せて、その重要性を消費者が認識できるようにするため、ガイドラインに示す事項や到達確認義務について事業者に対して十分に周知すること。

なお、消費者庁は、本附帯意見への対応状況について、求めに応じて消費者委員会に説明すること。

(以 上)